



メールで見積依頼書を受信 及び 見積書を送信したい事業者様

希望される事業者様は、

メール送受信申出書

を提出してください。



- ※ 1 「メール送受信申出書」は、調達課が行う物品契約のみ対象です（当分の間、定時見積に係るものを除く。）。
- ※ 2 「メール送受信申出書」は、当月15日で締めたものについては翌月1日から、当月月末で締めたものについては、翌月16日から取扱いを開始とします。

